

北海道(北海道地区公立学校事務長会)

(令和3年8月31日現在)

役職名	氏名	学校名	TEL	〒	学校所在地
会長	岩間 淳	北海道石狩翔陽高等学校	0133-74-5771	061 3248	石狩市花川東128番地31
副会長	安住順子	北海道札幌西高等学校	011-872-2071	064 0954	札幌市中央区宮の森4条8丁目1
副会長	千田弘行	北海道旭川東高等学校	0166-23-2855	070 0036	旭川市6条通11丁目
副会長	鈴木貴之	北海道札幌手稲高等学校	011-683-3311	006 0829	札幌市手稲区手稲前田497番地2
事務局長	古畑友浩	北海道南幌養護学校	011-378-2313	069 0232	空知郡南幌町緑町5丁目1-1
監査	温泉永一	市立札幌開成中等教育学校	011-788-6987	065 8558	札幌市東区北22条東21丁目1-1
監査	伊藤浩介	北海道北広島高等学校	011-372-2281	061 1112	北広島市共栄305-3

北海道公立学校事務長会会則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、北海道公立学校事務長会と称し、事務局は事務局長の勤務校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、学校事務及び事務長の職務等について、調査及び研究を行い、会員の研鑽や情報交換を通して、学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校の管理運営に関わる調査及び研究に関すること。
- (2) 事務長の職務・職制等に関わる調査及び研究に関すること。
- (3) 会員の資質向上に関すること。
- (4) 関係機関に対する各種要望に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 会員及び組織

(会 員)

第4条 本会の会員は、北海道公立学校に勤務する事務長(相当職を含む。)とする。

(組 織)

第5条 本会は、第4条の会員をもって構成する。

2 本会の効率的な運営と活動を図るため、全道に次の15支部を置き、各支部ごとに支部事務長会を組織する。

- (1) 石狩支部 (2) 渡島支部 (3) 檜山支部 (4) 後志支部 (5) 空知支部
- (6) 上川支部 (7) 留萌支部 (8) 宗谷支部 (9) オホーツク支部 (10) 釧路支部
- (11) 根室支部 (12) 十勝支部 (13) 胆振支部 (14) 日高支部 (15) 札幌市立支部

3 各支部には支部長を置き、支部を代表する。

4 各支部に調査研究推進委員を1名置く。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 監 査 2 名
- (5) 理 事 15 名
- (6) 副事務局長 若干名
- (7) 幹 事 若干名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長及び監査は、総会で選出する。ただし、会長以外の役員に欠員が生じた場合は、理事研究協議会において補充することができる。
- (2) 理事は、各支部長とする。支部長が本会の理事以外の役員に選出された支部にあっては、支部長以外の会員から選出するものとする。
- (3) 副事務局長及び幹事は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任をさまたげない。

2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位に従って、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は事務局を総括し、各部及び各関係機関との連絡調整に当たる。
- (4) 監査は会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 理事は、事業の推進について審議する。
- (6) 副事務局長は事務局長を補佐し、うち1名は本会の会計の任に当たる。
- (7) 幹事は副事務局長とともに事務局を構成し、事業の推進に係る会務の処理に当たる。

第4章 機 関

(議決機関)

第10条 本会に、次の議決機関を置く。

(1) 総 会

(2) 理事研究協議会

2 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数をもって議決する。

3 理事研究協議会は、第12条で定める構成員(「構成員」という。)の3分の2以上の出席により成立する。ただし、理事本人が出席できないときは、各支部において代理人を選出しこれに代わって出席させることができる。

理事(又はその代理人)にあつては、第20条第2項の表に規定する議決権を有し、その他の構成員は、それぞれ1の議決権を有する。議事は、出席した構成員(又は代理人)の有する議決権の過半数をもって議決する。

(総 会)

第11条 総会は毎年1回開催し、会長が招集する。

2 会長又は理事研究協議会が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会は、本会の最高議決機関として、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 会則の改正の承認
- (4) 会長、副会長、事務局長及び監査の選出
- (5) その他、重要事項の承認

4 総会を開くことが困難な場合は、理事研究協議会をもってこれに代えることができる。

この場合、議決事項を速やかに会員に周知するとともに、次期総会においてその経過を報告するものとする。

5 総会の議長は、支部長の中から選出する。

(理事研究協議会)

第12条 理事研究協議会は総会につぐ議決機関として会長が招集し、理事、会長、副会長、事務局長、副事務局長、監査及び第13条第3項で規定する各部長で構成し、次の事項について審議する。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 事業推進に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(部会)

第13条 本会に執行機関として 総務部及び調査研究部の各部会を置き、事業の推進に必要な調査研究、情報の収集・伝達等を行う。

2 部会は、会長により指名された担当副会長及び幹事をもって構成し、必要に応じて担当副会長が招集する。

3 部会には、部長を置き、会長が指名する。

(調査研究推進委員研究協議会)

第14条 本会に会員相互の共通事項に係る研究協議を行うため、調査研究推進委員研究協議会を置く。

2 調査研究推進委員研究協議会は、各支部の調査研究推進委員、会長、副会長、事務局長及び調査研究部員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(三役・部長等連絡会議)

第15条 会長並びに副会長と事務局との連絡調整のため、三役・部長等連絡会議を置く。

2 三役・部長等連絡会議は、会長、副会長、事務局長、副事務局長及び会則第13条第3項で規定する各部長で構成し、事務局長の要請により会長が招集する。

(委員会の設置)

第16条 本会は事業の推進に当たり、必要に応じ、委員会を設けることができる。

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応じる。
- (3) 顧問は、必要に応じて総会、理事研究協議会等に出席することができる。
- (4) 顧問の任期は1年とし、再任をさまたげない。

第5章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 補 則

(補 則)

第20条 本会則の施行に関し、必要な事項は理事研究協議会が細則を定める。

2 第10条第3項の規定に基づく議決権は、会員数21名以上の支部にあつては2、その他の支部は1とし、各支部理事の有する議決権は次表のとおりとする。

支部名	定 数	支部名	定 数	支部名	定 数	支部名	定 数
石 狩	2	渡 島	2	檜 山	1	後 志	1
空 知	2	上 川	2	留 萌	1	宗 谷	1
オホーツク	2	釧 路	1	根 室	1	十 勝	2
胆 振	2	日 高	1	札幌市立	1		
						合 計	22

附 則

- 1 本会則は、昭和51年11月9日より施行する。
- 2 本会則は、平成11年5月28日に全部改正し、同日から施行する。但し、第18条第3項の施行日は平成12年4月1日からとする。
- 3 本会則は、平成14年5月29日に一部改正し、平成14年5月29日から施行する。
- 4 本会則は、平成18年5月25日に一部改正し、同日から施行する。但し、第5条第2項及び第19条第2項の施行日は平成19年4月1日からとする。
- 5 本会則は、平成21年5月28日に一部改正し、同日から施行する。
- 6 本会則は、平成23年5月26日に一部改正し、同日から施行する。

令和2年度 事業報告

総務部

1 事務長の職務等に関わる情報提供について

事務長の職務・職制や、公務員制度改革などの動きについて、総務部としての情報提供機会は無かったが、今後の動向を注視する。

2 関係機関等に対する各種要望について

(1) 北海道文教施策の要望

会員からの要望事項等を集約・整理し、北海道高等学校長協会、北海道高等学校教頭・副校長会との三者合同による「令和3年度北海道文教施策に関する要望（高等学校）」及び北海道特別支援学校長会、北海道特別支援学校副校長・教頭会との三者合同による「令和3年度北海道文教施策に関する要望（特別支援）」を行った。

ア 令和3年度北海道文教施策要望

年	月	日	内 容
1	12	16	支部長あて要望集約を依頼
2	2	26	要望集約状況を各支部長あて送付（要望書案作成）
	5	1	第3回理事研究協議会（メール開催）において事務長会要望書（案）承認
	5	20	第1回三者連絡調整会議（高等学校）
	6	15	第1回三者連絡研究協議会（高等学校）にて三者合同要望書決定（メール審議）
	8	24	道教委と三者による文教施策要望に係る懇談会（高等学校）
	8	27	文教施策要望（高等学校）の道教委回答を各支部あて送付
	12	15	道教委からの文教施策要望に係る回答（特別支援学校）
	3	1	20
3		4	文教施策要望（特別支援）の道教委回答及び意見を各支部あて送付

イ 令和4年度北海道文教施策要望

年	月	日	内 容
2	12	14	支部長あて要望集約を依頼
3	2	9	総務部にて各支部の要望集約検討（～3. 3. 4）（メールにて検討）
	4	27	第3回理事研究協議会において事務長会要望書（案）協議（書面）

(2) 人事異動上の課題等の取組について

会員からの人事異動上の課題についての意見・要望を集約し、内容の分析・検討を行ない、次により改善に取り組んだ。

- ア 人事異動上の課題について、高等学校長協会、特別支援学校長会を通じ、道教委に要望を行った。
- イ 人事異動上の課題について、道教委人事担当者と改善に向けた協議及び情報交換を行った。

年	月	日	内 容
2	6	19	支部長あて要望集約を依頼
	7	29	総務部にて各支部の要望集約検討
	9	24	総務課人事担当と事務長役員との意見交換会
	10	6	総務課回答を各支部あて送付

3 広報活動について

(1) 会報「事務長会」122号の発行

・事務長会の運営方針及び活動状況を中心に掲載し、本庁各課、各教育局、事務長会OB会等関係機関、関係団体に配付し事務長会活動の理解と啓発を図る。

・発行日 令和2年11月25日 ※追加紙面配付 令和3年2月2日

・発行部数 400部 ※現職会員にはPDFで配付

・内容 事務長会総会・研究協議会報告（メール開催の概要）、会長挨拶、本部・支部役員一覧、昇任事務長紹介、退職事務長の近況、自由題

(2) ホームページの運用

①会員ページIDの周知

令和2年6月25日 支部長を通じて会員に周知した。

②新ページへの移行・公開（スクールネット上のNetcommons新ページ（無料））

<移行作業>

・業務委託契約により実施

<公開>（トップページURL変更なし）

令和2年10月2日：トップページ、会長挨拶、会の紹介、総務部、調査研究部、支部活動、各種研究協議会報告、各種資料、リンク

③会員への周知

令和2年10月5日 支部長を通じて会員に周知した。

(3) 計報連絡

6件

調査研究部

1 学校の管理運営に関わる調査及び研究に関すること

(1) 第38回北海道公立学校事務長研究協議会の開催【延期】

(※ 同様の内容で次年度に開催)

新型コロナウイルス感染症対策等のため開催を延期した。

<予定していた内容>

- ① 期 日 : 令和2年9月10日(木)～11日(金)
- ② 場 所 : ホテルライフオート札幌
(札幌市中央区南10条西1丁目 011-521-5211)
- ③ 主 管 : 道北ブロック(上川支部)
- ④ 研究発表 : 道南ブロック(渡島・檜山・胆振・日高)
- ⑤ 研究テーマ : 「教育改革と事務長の役割」

(2) 道立学校事務改善に関する必要な調査研究

事務改善による学校事務の効率化・省力化の推進及び課題の改善策について調査研究を行った。

○ 「異動時の引継ぎ事項について」(全国発表のため継続研究)

学校事務の継続性と効率的事務処理の観点から、事務長異動時に引継ぎが必要な事項や、財産等学校の情報を一元的に集約する方法等について研究を行なった。

(3) 人材育成に係る調査研究

事務長の資質向上及び昇任候補者、初任者等の効果的な人材育成等に係る調査研究を行った。

○ 「事務長の資質向上に関するアンケート」

平成29年から3年間にわたり実施した集約結果について、新型コロナウイルス感染症対策等により各種会議の開催制限等により会員全体への提供機会が失われていた。そのため、「北海道公立学校事務長会調査研究部「人材育成に係る調査研究」について」(令和2年(2020年)12月18日付け)により、会員の方々へメール配付を行った。

2 会員の資質向上に関すること

(1) 調査研究推進委員研究協議会の開催【メール開催】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組が各種実施されていたため、開催方法の検討を行った結果、「令和2年度調査研究推進委員研究協議会開催に係るアンケートについて」(令和2年(2020年)9月2日付け)により各支部長、各調査研究推進委員あて開催方法についてアンケートを実施した。

その結果を受けて、「令和2年度調査研究推進委員研究協議会開催方法等について」(令和2年(2020年)9月23日付け)により、メール開催を実施した。

<予定していた内容>

- ① 期 日 : 令和2年11月13日(金)
- ② 会 場 : 札幌市 ホテルライフオート札幌
(札幌市中央区南10条西1丁目 011-521-5211)
- ③ 参 加 者 : 各支部調査研究推進委員15名、本部役員13名

【研究協議会（メール開催）内容】

- ① 「本部設定協議第「テーマ」取りまとめ表（令和2年度）」のメール提出
本部設定協議題「新型コロナウイルス感染症対策に係る事務対応について」で実施。
- ② 「北海道公立学校事務長会支部研究発表報告書」（令和2年度）のメール提出
- ③ 「支部間で協議を要する議題報告書（令和2年度）」のメール提出
これらメール提出のあったものについて、集約を行い各支部長、各調査研究推進委員
あて集約結果を送信した。

令和3年度 事業計画

総務部

1 事務長の職務等に関わる情報提供に関すること

事務長の職務・職制や、公務員制度改革などの動きについて、情報収集を行い、必要に応じて、ホームページ、電子メール、広報誌などを通して会員に情報提供を行う。

2 関係機関等に対する各種要望に関すること

(1) 北海道文教施策の要望

会員からの要望事項等を集約・整理し、道教委等に対し、高等学校関係は、北海道高等学校長協会、同教頭・副校長会との三者合同による「令和4年度北海道文教施策に関する要望書」を、特別支援学校関係は、北海道特別支援学校長会、同副校長・教頭会との三者合同による「令和3年度北海道文教施策に関する要望書」を提出する。

○事業スケジュール予定

【令和4年度文教施策要望】

- ①令和3年 4月・・・第3回理事研究協議会において、事務長会としての要望の承認
 - ② " "・・・文教施策要望担当者調整会議（高等学校）
 - ③令和3年 6月・・・第1回三者連絡協議会にて要望書決定（高等学校） ※書面開催
 - ④令和3年 8月・・・道教委と三者による懇談会（高等学校）
 - ⑤令和3年10月・・・道教委と三者による懇談会（特別支援学校）
- ※このほか、随時校長協会等と連絡・協議を行う。

【令和5年度文教施策要望】

- ①令和3年12月・・・支部へ集約依頼（継続要望の精査・新規要望の集約）
 - ②令和4年 1月・・・各支部からの要望・現状を集約（3年度文教施策要望について各学校の現状を調査し内容の精査を実施）
 - ③令和4年 2月・・・要望等集約状況を各支部長あて送付
 - ④令和4年 4月・・・第3回理事研究協議会において、事務長会要望書（案）の承認
- ※このほか、随時校長協会等と連絡・協議を行う。

(2) 人事異動上の課題等への取組に関すること

会員からの人事異動上の課題についての意見・要望等を集約し、道教委及び高等学校長協会及び特別支援学校長会に対し、改善に向けた要望を行う。

○事業スケジュール予定

<道教委への要望>

- ①令和3年 6月・・・各支部長へ集約依頼
- ②令和3年 7月・・・支部要望集約（総務部で内容検討及び文言・表現等の整理）
- ③令和3年 9月・・・総務課人事担当者との意見交換会
- ④令和3年10月・・・総務課人事担当者との意見交換会の内容を各支部長に報告

<校長会を通じた要望>

- ①令和3年 4月・・・高等学校長協会への要望（前年度総務課要望事項を提供）
- ②令和3年 6月・・・特別支援学校長会への要望（校長会から照会）

3 広報活動に関すること

(1) 会報の発行

事務長会の活動に対する理解を深めるために、会報「事務長会第123号」を400部を発行し、事務長会の活動状況や当面する課題等を、会員及び本庁各課、各教育局、事務長会OB会等、関係機関・関係団体に配付する。

(2) ホームページの運用

ア 会員間の情報共有や外部に対する広報効果を一層高めるため、事務長会の活動状況や情報をホームページを活用して発信するとともに、活用方法について検討する。

イ 調査研究部の過去の研修、研究テーマなど今後の研究活動の参考のため掲載する。

(3) 訃報連絡

会員及び親族の訃報をメールで連絡する。

調査研究部

1 学校の管理運営に関わる調査及び研究に関すること

(1) 第38回北海道公立学校事務長研究協議会の開催

- ① 期 日 : 令和3年9月9日(木)～10日(金)
- ② 場 所 : ホテルライフオート札幌
(札幌市中央区南10条西1丁目 011-521-5211)
- ③ 主 管 : 道北ブロック(上川支部)
- ④ 研究発表 : 道南ブロック(渡島・檜山・胆振・日高支部)
- ⑤ 研究テーマ : 「教育改革と事務長の役割」

※「第38回北海道公立学校事務長研究協議会について(中止)」(令和3年5月14付け)により中止し研究発表等は、令和5年度へスライドし実施

(2) 道立学校事務改善に関する必要な調査研究

事務改善による学校事務の効率化・省力化の推進及び課題の改善策について、調査研究を行う。

- 「異動時の引継ぎ事項について」(全国発表(令和3年8月5、6日開催予定)のため継続研究)

学校事務の継続性と効率的事務処理の観点から、事務長異動時に引継ぎが必要な事項や、財産等学校の情報を一元的に集約する方法等について研究を行う。

(3) 人材育成に係る調査研究

事務長の資質向上及び昇任候補者、初任者等の効果的な人材育成等に係る調査研究を行う。

- 3年間実施した「事務長の資質向上に関するアンケート」の集約結果も踏まえ、次のアの内容を中心に研究を実施する。

ア 引継ぎにもつながる文書管理、保存方法

道立学校文書管理規程に定められている文書主任たる事務長は、その役割を踏まえた上で、ICT等(スクールネットのキャビネットによる文書配布等)の活用も視野に入れた効果的、効率的な文書の整理、保存方法及びそれらに係る部下職員への指導方法等について研究を行う。

2 会員の資質向上に関すること

(1) 調査研究推進委員研究協議会の開催

調査研究推進委員と本部調査研究部との連携強化及び調査研究活動の活性化を図るため、研究協議会を開催する。

- ① 期 日 : 令和3年11月12日(金)
- ② 会 場 : 札幌市 ホテルライフオート札幌
(札幌市中央区南10条西1丁目 011-521-5211)

【研究協議会の内容】

- ① 本部調査研究部活動報告
- ② 各支部の研究活動報告
- ③ 本部設定の協議題「テーマ」に基づいた研究協議
- ④ 各支部間の情報交換
- ⑤ 全国事務長研究協議会発表についての結果報告等

(2) 新任事務長等への研修支援

支部が行う新任事務長等を対象とした研修等の取組に対し、講師幹旋や旅費の措置等の支援を行う。

3 調査研究活動の推進に関すること

(1) 支部研究を活用・発信するための研究

調査研究推進委員研究協議会で発表された各支部の研究活動等を、翌年度の同研究協議会における協議題への採用や全道・全国研究協議会での発表等につなげるなど、各支部の取組を活用・発信する方策について研究を行う（継続）。

4 その他

上記いずれの研究活動についても、現在の新型コロナウイルス感染症対策により本部研究活動のみならず、各支部の研究活動についても難しい状況が生じている。従来型の集合した形での研究活動が今後も難しい場合は、令和2年度調査研究推進委員研究協議会で実施したメール開催形式や、ZOOM等のWEB会議ツールを使用した開催形式の検討や導入をはかる必要性を考慮し、開催の可否について検討する。